三(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道中川郡美深町字南町二二六番一から同町字敷島四五番六まで	前	二一・八二～三〇・八八	三〇・五〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二一・八二～三〇・八八	三・一一一キロメートル	
	B	一一三・八九～一三三・七六三		

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部
四(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十一号及び二百七十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河東郡士幌町字士幌西二線一四九番三から同町字士幌西二線一四七番一まで	前	三七・〇〇～四一・〇〇	メートル	
	後	二五・五〇～四一・〇〇	キロメートル 一・一二五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部
五(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道釧路郡釧路町字別保原野南二線東一〇八番二から同道川上郡標茶町字阿歴内国有林釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署五一林班ほ小班まで	前	A 七・〇～八三・〇	メートル	
	後	A 九・〇～九三・〇	キロメートル 九・〇一一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一五・〇～一四三・〇	七・八三四	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部
六(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道斜里郡斜里町ウトロ西国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一三七六林班ロ小班地内	前	一一・四二～一四・九〇	メートル 一八・二四	
	後		キロメートル 〇・〇五四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部
七(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道紋別郡遠軽町白滝五三番一から同町白滝四九番一まで	前	三三・〇六～六三・四四	メートル	
	後	三三・七八～六一・九七	キロメートル 〇・〇五三	
北海道紋別郡遠軽町旧白滝一九番一から同町旧白滝四四番一まで	前	二六・〇〇～五八・五九		
	後	二六・〇〇～六八・七五	キロメートル 〇・〇五六	
北海道紋別郡遠軽町旧白滝国有林網走西部森林計画区網走西部森林管理署一〇八林班り小班から同町旧白滝四四三番一まで	前	三〇・五六～六九・四六		
	後	二九・四三～六九・四六	キロメートル 〇・〇二六	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道余市郡仁木町大江一丁目七三二番一から同町南町八丁目六九番まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
五号及び二百二十九号	小樽市塩谷二丁目五五六番一から同市塩谷二丁目五四七番地先まで	〃
五号及び二百七十六号	北海道虻田郡倶知安町字峠下一三六番一から同町字峠下一四四番二まで	〃
二百四十一号及び二百七十三号	北海道河東郡士幌町字士幌西二線一四九番一から同町字士幌西二線一四七番一まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
三百九十三号	小樽市潮見台三丁目一三三番四から同市潮見台三丁目一二七番一八まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年十二月十一日

○北海道開発局告示第百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百五十号	北海道紋別郡遠軽町白滝一二九番六から同町旧白滝国有林網走西部森林計画区網走西部森林管理署一一七林班わ小班まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年十二月十二日

○北海道開発局告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間北海道開発局及び同局網走開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百五十号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町白滝一二九番六から同町旧白滝国有林網走西部森林計画区網走西部森林管理署一一七林班わ小班まで	一三・〇～二二七・〇メートル	六・〇四三キロメートル

四　指定する期日　平成二十一年十二月十一日